

平成 25 年 3 月 13 日

設楽ダムの建設中止を求める会
代表 市野 和夫 様

国土交通省 中部地方整備局
河川部 河川計画課長 久保 宜之

設楽ダム検証に係る公開質問状への回答について

平成 25 年 3 月 3 日付の「設楽ダム検証に係る公開質問状」において、住民意見を述べるためとのご主旨でいただいたご質問について、下記のとおり回答致します。

記

【治水について】（第 1）のご質問について

平成 23 年 12 月 18 日に開催した「第 4 回 設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」においてお示しした資料 2 「過去の洪水実績データの点検について」をご参照ください。

（関係部分抜粋）

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第 4 再評価の視点」（1）「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」に基づき雨量データ及び流量データの点検を実施した。

【治水について】（第 2）のご質問について

“2012 年度末”における河道の水位縦断図は整理しておりません。

なお、参考として平成 23 年 12 月 27 日に開催した「平成 23 年度 第 8 回中部地方整備局事業評価監視委員会」の「豊川直轄河川改修事業 説明資料」の P7 をご参照ください。

（関係部分抜粋）

平成 13 年 11 月の豊川水系河川整備計画策定から、低水路拡幅、堤防整備、耐震対策などの河川改修事業を実施しており、河川整備計画策定時から 10 年間の事業進捗率は、事業費ベースで 23%程度である。

【流水の正常な機能の維持について】のご質問について

平成 23 年 5 月 12 日付「設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集で頂いたご意見及び頂いたご意見に対する考え方について」の 96/114 頁においてお示ししている「頂いたご意見に対する考え方」をご参照ください。これらにより、流水の正常な機能の維持の容量を 6,000 万 m³としています。

(関係部分抜粋)

流水の正常な機能の維持をするために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観などの維持流量と水利流量から成る低水管理上の目標となる流量であり、豊川の河川整備計画において渇水時にも確保することとされています。

(中略)

豊川水系河川整備計画では、川の本来もっている機能を保全するため、河川流量が一定流量以下のときは取水を制限することとしており、その不足量を補う必要があります。さらに、渇水時にも河川環境の維持のための流量を確保します。

(以下略)

また、平成 25 年 2 月 17 日付「パブリックコメントで頂いた意見に対する検討主体の考え方について」の 1-7「環境への影響」においてお示ししているご意見に対する検討主体の考え方についても、あわせてご参照ください。

(関係部分抜粋)

設楽ダム建設事業は環境影響評価法に基づき平成 16 年度から平成 19 年度に環境影響評価を実施し、所定の手続きを完了しています。ダム案の環境への影響については、豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書(※1)に、「設楽ダム建設事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正にされている」と記載されており、「実施要領細目」に基づき、評価軸「環境への影響」に記載しています。

※1) <http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/00home/sitemap.html>にて、評価書の概要を説明したパンフレットをご覧ください。

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書においては、調査、予測、評価の地域及び地点について、ダム建設による環境影響を適切に把握できる地域及び地点として、ダム下流河川では、布里地点等として、予測、評価を行いました。その結果、環境保全措置を行うことにより、環境影響評価の項目について影響は小さいと評価しています。

「現計画案」の土砂流動の影響については、「ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。」等と評価しています。